

令和元年第2回長与町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 令和元年 6月 4日

本日の会議 令和元年 6月14日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
13番 吉岡清彦議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 山口憲一郎議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
主 任 山田傑君	

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 山本昭彦君	企画財政部長 久保平敏弘君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 中嶋敏純君
健康保険部長 辻田正行君	水道局長 濱伸二君
会計管理者 山口利弘君	企画財政部理事 田中一之君
住民福祉部理事 栗山浩二君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
地域安全課長 宮崎伸之君	政策企画課長 荒木隆君
税務課長 山崎昇君	収納推進課長 藤崎隆行君
土木管理課長 中尾盛雄君	都市計画課長 山崎禎三君
産業振興課長 川内佳代子君	福祉課長 細田愛二君
こども政策課長 村田ゆかり君	健康保険課長 志田純子君
介護保険課長 堀池英二君	水道課長 渡部守史君
下水道課長 山口新吾君	教育長 勝本真二君
教育次長 森川寛子君	教育委員会理事 金崎良一君
教育総務課長 宮司裕子君	生涯学習課長 青田浩二君
農業委員会事務局長 村田佳美君	

会議録署名議員

3番 西田健議員	4番 浦川圭一議員
----------	-----------

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 11時32分

令和元年第2回長与町議会定例会
議事日程（第6号）

令和元年6月14日（金）
午前9時30分開議

日程	議案番号	件名	備考
1	29	長与町森林環境譲与税基金条例	産厚
2	30	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	産厚
3	31	長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	産厚
4	32	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	産厚
5	33	長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例	総文
6	34	長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
7	35	長与町「陶芸の館」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
8	36	長与町シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
9	37	長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
10	38	長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例	総文
11	39	長与町宿泊研修施設「つどいの家」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
12	40	長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
13	41	長与町北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
14	42	長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
15	43	長与町勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	総文
16	44	長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例	総文
17	45	長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
18	46	長与町南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文

19	47	長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	総文
20	48	長与町駐車場条例の一部を改正する条例	総文
21	49	長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	産厚
22	50	長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例	産厚
23	51	長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	産厚
24	52	長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例	産厚
25	53	長与町都市公園条例の一部を改正する条例	産厚
26	54	長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	産厚
27	55	長与町水道給水条例の一部を改正する条例	産厚
28	56	令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）	総文
29	—	議員派遣の件	
30	—	委員会の閉会中の継続審査申し出	

※付託された委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例から、日程第4、議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長からの報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和元年第2回定例会本会議におきまして産業厚生常任委員会に付託されました議案第29号から32号まで、委員会審査の報告をいたします。審査日は令和元年6月10日から6月11日の2日間で、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職その他関係職員を招き審査をいたしました。

議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例について報告いたします。提案理由の概要として、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策等に要する経費の財源を適切に管理するため条例を制定するものです。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑として、町の森林の面積はどれくらいか。答弁、今回の法律施行の対象になる私有林人工林の面積は、242.13ヘクタールである。質疑、国の森林環境税の説明の中には基金という言葉は出てこないが、市町村が事業をするための基金の条例なのか。答弁、基金を創設して一度積み立てを行い、国の法律で明確化されている間伐、人材育成、担い手確保、木材利用促進、普及啓発等に使用するためである。質疑、今後の計画、何か想定していることはあるのか。答弁、私有林人工林の中で森林組合等が森林経営計画を立てて各個人と委託契約している面積もあるが、それ以外を15年で担い手、意向調査を行う。今年度は1か所モデル地区として計画している。質疑、今年度の森林環境譲与税は188万円、その後数百万円毎年予定されているが、基金の活用はいつ始めるのか。答弁、今年度の意向調査の費用は発生しないが、意向調査を受けて、間伐など費用が発生するときに使うようになる。

主な質疑は以上のとおり。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例について報告いたします。提案理由の概要は、コンビニ交付サービスの運用開始に伴い、多機能端末機により印鑑登録証明書を発行することができる旨を規定するとともに、自動交付機によるサービスの運用廃止について所要の改正を行うもの。附則では令和2年1月15日から施行する。経過措置として、この条例施行前に交付された印鑑登録証はこの条例による改正後の印鑑登録証とみなす。以上の説明がありました。主な質疑として、コンビニ交付サービスにはマイナンバーカードが必要であるが、マイナンバーカードの安全性について、紛失した

場合、再発行はどうなるのか。答弁、本人が地方公共団体情報システム機構か役場に電話をして停止の処理をしてから、役場窓口にて本人確認、写真撮影等、再発行手続きをしてもらう。質疑、マイナンバーカードの取得率はどれくらいか。答弁、本町は交付件数が4,679件、11.3%、県の平均では11.9%である。質疑、コンビニ交付は全国のコンビニで利用できるのか。答弁、地方公共団体システム機構に参加している事業者で、全国で発行可能店舗数が5万4,000件となっている。

主な質疑は以上のとおり。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。提案理由の概要は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る保証人、利率及び償還方法を改めるほか、規定の整備を行うもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑として、質疑、災害援護資金の貸付利率を年1.5%に設定した理由は何か。答弁、東日本大震災のときに、国が特別措置法を定めた内容と、県内のほかの自治体の状況を調査して保証人を立てる場合は無利子、立てられない場合は年1.5%とした。

主な質疑は以上のとおり。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告いたします。提案理由の概要は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、連携施設及び食事の提供に関する要件の規制緩和を行うもの。附則では公布の日から施行する。以上の説明がありました。主な質疑として、質疑、町内で適用になる施設があるのかと、今後何か予定があるのか。答弁、町内では施設がなく、現在のところ申請をされる動きはない。しばらくは認可保育所だけで推移していくものとする。

主な質疑は以上のとおり。全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で議案第29号から議案第32号までの報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第29号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第30号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第31号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第32号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第29号長与町森林環境譲与税基本条例について賛成の立場から討論いたします。こちらは新しく創設されました、令和6年から徴収される森林環境税という全国の森林整備を目的とした国税の剰余分を積み立てる基金ということで、既に施行されている法律に基づき、今後も毎年その剰余がなされる以上、町として基金を設置することは当然と考えます。ただし、実質的にこの譲与税を使うことを想定して本年4月より施行された森林経営管理方法については、自治体の判断によって、所有者のある森林でも伐採できるなど、運用次第では市民の財産権を脅かすなど様々な懸念の声もあるようですので、今後この基金を使ってどのような森林整備事業を行うか、十分に協議検討していただくことと、特に森林の経営管理事業委託する場合などには、委託先の林業経営者や事業者の選定には慎重を期していただくなど、基金を使用する際には責任を持って執行していただくことを願いますことを申し添えまして、賛成討論といたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第29号長与町森林環境譲与税基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。今回の条例改正は、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアで交付できるようにすることと、現在、役場に設置している自動交付機の運用を廃止する内容であります。コンビニ交付を利用するためには、マイナンバーカード所持することが条件となっているようでございます。マイナンバーカードの保有そのものを躊躇する国民、町民は少なくありません。全国的にも、また町内でも約1割程度の所持率ということでもあります。そもそもマイナンバー制度は、政府、行政機関が個人の預金資産を把握し、有効活用することが目的であり、そのことに対する不安が根底にあるからであります。さらに総務省のマイナンバーカード利活用推進ロードマップによりますと、今後は民間における利用促進

をしていく、そういう方向性が明記をされております。このような状況で、マイナンバーカードを所持したくない町民は、印鑑登録証明書の申請を役場窓口の対面方式で交付申請するケースが増えてくるというふうに思われます。今回の条例改正は、政府のマイナンバーカード保有率向上策であることが本質であり、その代償として、住民にマイナンバーカードの申請、精神的圧力を与えてしまうこと。そして自動交付機の廃止、職員の事務量負担が大きくなる。こういう様々なデメリットがあり、賛成できるものではないと思います。以上の理由から、反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例について反対の討論を行います。本条例は、コンビニ交付サービスの運用開始に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書を発行することができる旨を規定するとともに、自動交付機による交付サービスの運用廃止について、所要の改正を行うものであります。現在、所管窓口や自動交付機による発行がされていますが、それが今後はマイナンバーカードによるコンビニ交付か、もしくは窓口での発行という説明がありました。現在のマイナンバーカード交付件数率は、5月末で全国で平均13.3%、県で11.9%、本町では11.3%の4,679件という少数であり、全体に行き渡っている状態ではありません。また、マイナンバーカードには個人情報が入力されており、コンビニや屋外での紛失、盗難が出てくる可能性もあり、個人情報の漏えい、安全性の担保の問題が危惧されます。紛失した場合、再発行の手続きもなされるということでしたが、まだまだ不安材料の方が大きく、町民の必要性や住民サービスの向上には今のところ繋がらないことを鑑みても、絶対の必要性に欠けると判断し、反対の討論とさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第30号長与町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第31号長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第32号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例から、日程第20、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例までを一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

それでは、令和元年第2回定例会本会議におきまして、総務文教常任委員会に付託をされました議案等の審査結果について報告いたします。審査日は令和元年6月10日から6月12日、委員全員出席の下、説明員として関係所管課管理職、その他関係職員を招き、審査を行いました。

まず、議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例から、議案第44号長与町働く婦人の家の条例の一部を改正する条例まで、一括議題として審査を行いました。提案理由としては、予定されています消費税法の改正

に伴い、8%から10%になるため、2%を各施設の使用料に加算する提案。また、消費税の税率加算で10円未満は切り捨てて使用料を徴収すること。施行期日は、消費税法の改正が行われた日から施行すること。一部条例改正の中に文言の整理が含まれていること。さらに、支払いが施行日以降であっても、前月使用料の場合は、増税前の使用料とすることなど、以上の提案理由の説明が行われました。主な質疑では、今回、消費税追加は全ての施設で追加されるのかの質疑に対し、生涯学習課所管の施設は全て追加提案している。質疑、ほかの自治体でも提案しているのかに対し、ほかの自治体も転嫁すると聞いている。質疑、使用料改定で改定されていない使用料はなぜかに対し、160円の基本使用料が150円に設定しており、消費税8%のときは162円で、10円未満を切り捨て160円に、10%の場合も165円となり、10円未満を切り捨て160円としているので、使用料の変更はない。質疑、提案理由が社会保障の安定財源の確保とあるが、目的どおりに使われるのかに対し、施設の経費や町の事業を行う事業所に消費税を含め支払っている。町が払った消費税を各事業所が納めているので目的どおりだと思う。質疑、例規集のシーサイドパークの使用料が提案された議案と数字が違うがなぜかに対し、例規集の数字が誤りであり早急に対応したい。質疑、使用料がどちらの金額で徴収されたのかに対し、例規集ではない正しい金額で徴収している。質疑、周知期間をとれるのかに対し、8月の広報やホームページの掲載、各施設に貼り出し周知したい。以上のような質疑がなされ、採決の結果、いずれの議案も賛成多数で原案可決となりました。

続きまして、議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についても、一括議題として審査を行いました。提案理由は、いずれも前号議案と同じ説明でありました。主な質疑は、今回消費税の転嫁で減免規定も一律に上がるのかに対し、反映されるさまざまな条件を含め精査する必要がある。質疑、使用料の時間設定で17時から18時まで使用した場合の使用料はどうなるのかに対し、17時利用開始のため、9時から17時30分の使用料で徴収している。質疑、17時30分の時間設定は変更すべきではないかに対し、各施設と協議し検討する。以上のような質疑がなされ、採決の結果、いずれの議案も賛成多数で原案可決となりました。

続きまして、議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例から、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例まで、一括議題として審査を行いました。提案理由はいずれも前号と同じ提案理由でありました。また、47号については10条4号が新設され、町長が公益のために特に必要があると認めるときは、使用許可の取り消しができる条文が追加されました。主な質疑は、質疑、10条4号はなぜ新設されたのかに対し、選挙の第7投票場として利用するため条文を追加した。質疑、ほかの施設も同様に条文があるのかに対し、ほかの課は分からないが、急な解散総選挙などの場合を想定し、条文を入れておくべきと考えた。質疑、

町営駐車場のこれまでの使用料の推移はどうなっているのかに対し、嬉里駐車場基本料金は8,000円で、消費税率改正の折、それぞれ税率を加算した金額となっている。以上のような質疑がなされました。議案第47号については賛成多数で原案可決。議案第48号については全会一致で可決されました。以上、報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第33号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第34号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第36号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第37号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第38号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第39号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第40号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第41号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第42号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第43号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第44号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第45号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第46号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第47号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第48号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

私は議案第33号について、反対の立場で討論いたします。5月13日に内閣が発表した3月の景気動向指数で、景気の基調判断が2月までの下方への局面変化から悪化に転じたと報道されました。また、昨日の新聞報道でも景況判断指数はマイナスとなり、2四半期連続マイナスとなっております。消費の不振や輸出の落ち込みで安倍政権も景気悪化を認めざるを得なくなっています。このような状況の中で、10月から強行をねらう消費税の10%の引き上げが、さらに消費を落ち込ませ、経済に打撃を与えることは目に見えています。元々消費税は、低所得者ほど負担が重い逆進性のある税制で、複数税率の導入や、キャッシュレスの決裁時のポイント還元、プレミアム付き商品券の発行など、どんな対策を採っても、増税の痛みは消費する度に生まれます。制度を複雑にするだけで、消費者にも中小商店にも負担の軽減とならないことは明らかであります。有権者の中からも、消費税のリスクに関する意見が上げられています。岩田前日本銀行副総裁は、低迷を続ける消費が増税によってさらに弱体化し、デフレ脱却は不可能になる。内需拡大の成長を軌道に乗せることで財政再建が達成できる。また、藤井元内閣官房参与は、消費税増税は結果としてデフレ圧力を生み、経済成長を下落させ、国民の貧困化の格差は拡大する増税は、日本を衰弱させるなど、消費税増税を止まるよう意見が出されています。このような声は町民の皆さんの中からも寄せられます。本来、政治は主権者である国民の声に応え、国民が安心安全に生活できるように取り組むべきであります。今回の提案は、こうした声に逆行し、本町の使用料等に消費税10%転嫁する提案であり、承認できません。社会保障財源の確保の理由も、先日の金融庁の調査でも、年金は赤字であり、2,000万円の貯蓄が必要の調査報告が出され、増税前から自助努力を促すなど増税が社会保障の財源に使われるのは疑わしい事実が起きたばかりであります。私は消費税増税そのものに反対の立場から本議案に反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

議案第33号について賛成の立場で討論いたします。なお、本日予定されております、このあとの議案第34号から47号及び議案第49号から54号の20議案については、改めて討論する予定はしておりませんが、その20議案全てに共通する内容の討論として御理解いただければと思っております。

それでは、討論の内容について申し上げます。本議案は、本年10月1日より予定されております消費税の増額により、施設利用者に増額分2%の負担を現行使用料に上乗せする使用料金値上げの改正案だと理解しております。あわせて、当該施設に係る光熱水費、清掃費など維持管理費の新たな負担増が求められることも確実であることから、利用者に御負担いただく使用料と町が支出する施設の維持管理費に係るそれぞれの消費税の比較を調査しますと、圧倒的に維持管理に係る費用の方が大きい状況でございます。以上のことから考察しますと、施設利用者にとっては新たな負担増が求められる厳しい対応になるかと思いますが、現行の対応どおり、その時々々の消費税率を加えた額で使用料金の御負担をお願いすることが、正しい取組だと考えております。また、使用料金の値上げに反対との趣旨で、この改正案に反対する意見もありますが、使用料金原価の改定及び値下げなどの提案がなされない中で、そもそも税率改定後に改定後の10%の消費税率を適用することなく、引き続き現行の8%での運用が法的に可能なのかと、この疑問も持っております。仮に可能とした場合、条例改正することなく、町の収入に当たる使用料については現行の消費税8%での収納をして、維持管理費等の支払いは10%の消費税を上乗せして支払うということになりますと、施設利用者の負担を据え置いて、支払いの増額分は丸々町民全体で負担をしましょうということになります。受益者負担の原則から逸脱するものと考えております。以上のことから賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありますか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

反対討論をいたします。本議案は、2年前、当時無料であった公共施設である公民館やスポーツ施設、30か所余りが有料化となった経緯があります。当時、スポーツ団体や老人団体から反発の声が上がり、現在においても、いまだに根強い反発の声があると聞いております。先日、金融庁審議会の報告で95歳まで生きるには夫婦で2,000万円の蓄えが必要との報告書が出され、政府は年金生活の不安を煽る内容であると受け取りを拒否する事態となりました。夫婦で受け取る年金額は月額で21万円。支出は月額26万円で、毎月5万円不足するとの内容でした。私は、昨年46年間勤めた会社を退職し、1年間だけ年金の生活を経験しました。はっきり言えることは、この数字は正解であると思っております。町内の65歳以上の比率は約30%です。まだ働いている方もいらっしゃると思いますが、年金のみの方はかなりの数と思われます。国保税、介護保険税、自動車税、固定資産税も月に直せば数万円が消えていきます。車の買い替え、家のリフォームなどあれば数百万円が消えていき、さらに健康維持、認知症予防、仲間づくりで、各種講座や高齢者スポーツを行うにも、会費、道具代、ユニフォーム、交際費などばかになりません。老人クラブ、自治会費、職場でのOB会、サークル活動など、老後を楽しく生きるためには、とにかくお金が掛かります。町民の皆さんは、公共施設を

利用しながら、趣味に生きがいを見出し、日々生活されています。今回の増税により、家計の負担がさらに増える中、年金生活の高齢者や、子育て世代の家計はますます苦しくなります。よって、私は今回の使用料の改定については反対をいたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

安藤議員。

○8番（安藤克彦議員）

私は本議案に賛成の立場から討論をいたします。また、先程同僚議員も賛成討論していただきましたが、内容がかなり重複しておりますことを御了承ください。今議会に上程されております第55号議案はちょっと除かせていただきたいと思っております。55号議案はちょっと性質が違う企業会計ですので除かしていただきまして、消費税増税に関連する使用料等に関します議案につきましても、全てにおいて賛成の立場であります。委員長報告でも全ての議案が原案のとおり可決すべきものと報告が上がっておりますので、賛成討論の有無自体は、本会議における採決の方法に変更はございません。

以上のことを考えまして、以下の同様の議案につきましても、私自身の討論は省略させていただきたいと思っております。今回の改正は消費税2%増に伴う公共施設使用料の改定と理解しております。委員会審議では、利用者負担の増加を懸念し、反対する意見がありました。果たしてそれでよろしいのでしょうか。国への納付負担のない本町の徴収ですが、町が公共施設の維持管理に支出する委託料や使用料に対しては、その委託先等に消費税を支払わなければいけません。当然増税した際には増税分も払わないといけません。町の負担も確実に増えるわけです。また、現状使用料収入で徴収されている消費税分では到底賄われていません。不足分は町が負担しているということになります。今回改正を行わなければ、更なる増加分は誰が負担するのでしょうか。当然、町が負担することとなります。利用者に負担してもらうことに反対し、町に負担させることは、町民受けすることだとは思いますが、ただ、町が負担すること、すなわち、ここには多くの利用しない人たちのお金が含まれていることをよく考えていただきたい。どこかにしわ寄せをするだけでいいのでしょうか。本来、もっと別の用途に有意義に使う予算ではないのでしょうか。町は、教育的観点や生涯学習、スポーツ文化活動の推進、健康増進や社会福祉等いろいろな側面から公共施設を維持し、また、民間と違い、利益を追求することなく運営してまいりました。でも、それだけじゃもう老朽化により立ち行かなくなっているという状況も理解していただきたいと思っております。2016年の12月議会での本条例改正案では、受益者負担の適正化と公平性を図るための提案に対し、提案に賛同し、当時の議員は共産党所属の2名を除く全議員が賛成し成立しております。受益者負担の適正化と公平性を図るため、これを忘れてはいけません。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

八木議員。

○委員（八木亮三委員）

私は、議案第33号につきまして反対の立場から討論させていただきます。こちらの条例改正による使用料の改定は、10月に予定されている消費税の8%から10%の引き上げに伴うものであることは承知しておりますが、こちらの施設使用料は平成29年4月に有料化されるまでは、町民は無料で利用できていたものであり、有料化の際に町民への説明や周知が不足していたことで、町民に町への不満や不信を少なからず抱かせたことは、まだ記憶に新しいところであります。それから、まだ2年しか経っていないにもかかわらず、そのような本町独自の事情や、個々の施設の利用状況、利用者の増減などを顧みることなく、国が消費税を上げるからと、ただそれに従ってそのまま一斉に値上げをするというのは、住民感情にも一定の配慮すべき行政のあり方としては大いに考え直すべき姿勢だと考えます。特に、例えば5,400円だったものが5,500円になるというのは消費増税分である2%分の値上げ、やはりまだ理解は得られやすいと思われませんが、100円のもの110円になるというのは、有料化から2年で1割も値上がりしたと感じる方も多いと思われれます。もちろん、実際には基本料金、いわゆる税抜き価格の設定が100円で、正確には税込み108円であるところを、これまで100円未満の端数を切り捨てた結果が、税込み100円、今回消費税が10%になるので、100円プラス10%で110円になるということは、先日の質疑の際にも説明は受けましたが、これは法律に基づく端数切り捨てではなく、あくまで町の裁量及び慣例から切り捨てているものであり、もし有料化当初から使用料を108円で設定していれば、108円から110円になるということで、まだそれ程違和感はなかったかもしれません。また、委員長報告にもありましたように、端数の切り捨ての関係で8%から10%になっても、据え置かれる金額設定もあり、町民からしますと一貫性が無く感じる方もいると思います。町内公共施設が有料化された2年前の時点では、2年後に消費税が10%に増税されるということを想定するのは難しかったと思いますが、結果論であることは承知しておりますけれども、結果論とはいえ、消費税が2%上がっただけで利用者が支払う使用料が1割上がるという料金設定があるのも事実であり、今後の料金設定や端数切り捨てのあり方そのものも、利用者の心情等を踏まえて再考すべき部分が大いにあります。よって、この議案第33号に反対いたしますが、また、こちらの反対理由につきましては、2年前まで無料だった施設については全て同様の考えですので、議案第33号から47号及び議案第53号、第54号についても同じ理由で反対とさせていただきますので、討論は省かせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第33号長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

先程33号で反対した討論で、同趣旨でありますので、この議案についても反対の立場という形で御理解していただきたいと思えます。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番(西田健議員)

私も33号議案で申したとおりの内容で、反対といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第34号長与町民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第35号についても、前号の反対討論と同趣旨でありますので反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

私も、前号議案で申し上げましたとおりの内容で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第35号長与町陶芸の館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第36号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第36号についても、前号議案と同趣旨でありますので反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案につきましても、前議案と同様の内容ということで反対をさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第36号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第37号についても、前号と同趣旨でありますので反対いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番(西田健議員)

本議案に対しても、前号議案と同様の内容で反対いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、議案第37号長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第38号についても、前号と同趣旨でありますので反対いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番(西田健議員)

本議案も前号議案と同様の内容で反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第38号長与町立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第39号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第39号についても、前号と同趣旨でありますので反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案につきましても、前号議案と同様の理由で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第39号長与町宿泊研修施設つどいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第40号についても、前号議案の反対した内容と同趣旨でありますので、反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案に関しても、前号議案に述べたとおり、同様の趣旨で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第40号長与町海洋スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第41号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第41号についても、前号議案の討論と同趣旨でありますので反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案に関しても、前号議案で述べた内容で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第13、議案第41号長与北部地区多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第42号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第42号についても、前号の反対討論と同趣旨でありますので反対といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番(西田健議員)

本議案に関しても前号で述べた内容どおり反対といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第42号長与町農民健康増進施設上長与体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第43号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第43号についても、前号議案と同趣旨の反対内容で反対いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案も、前号議案で述べたとおり、反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第43号長与町勤労青少年ホームの条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第44号についても、前号議案と同じ内容で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案に関しても、前号議案と同じ内容で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第44号長与町働く婦人の家条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第45号についても、前号議案と同じ反対内容ですので反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に賛成討論ありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案に関しても、前号議案と同様の内容で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論ありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第45号長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

議案第46号についても、前号議案と同じ反対理由で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論ありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案も、前議案と同じ内容で反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第18、議案第46号長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第47号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

議案第47号についても、前号議案と同趣旨でありますので反対といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番(西田健議員)

本議案は、委員会では私は賛成をしたんですが、その後調査した結果、同様の内容ということで反対をいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

西田委員が、委員会で賛成をしたということで、本会議では反対にまわるというのが、少し休憩をして調整したほうがよろしいのではないかというふうに思いますので、暫時休憩を願いたいというふうに思います。

○議長(山口憲一郎議員)

暫時休憩をいたします。

(暫時休憩)

○議長(山口憲一郎議員)

休憩を解いて、本会議を再開いたします。

今の動議については賛成意見がありませんでしたので、進行をそのまま続けさせていたただきたいと思います。議事進行でお聞きをしましたが、その理由がありませんので、動議とみなし、賛成がなかったということで理解をお願いしたいと思います。

それでは、議事を進行いたします。

それでは、賛成討論はありませんか。

反対討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第47号長与駅コミュニティホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第48号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

河野議員。

○12番(河野龍二議員)

私は委員長報告の中で、本議案については全会一致という報告をさせていただきました。総務文教常任委員会の委員長として採決に加わらないという状況から、私はこの場で本議案についての立場を明確にさせていただきたいと思います。本48号についても、先程から議案第33号で述べました反対討論と同趣旨であるという立場から反対といたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○委員(八木亮三委員)

議案第48号につきまして、私は賛成の立場から討論させていただきます。こちらは2年前まで無料であった公共施設の価格改定のケースと異なり、駐車場は当初より有料で契約に基づき貸し出されているもので、町への駐車場の周辺にも民間の賃貸駐車場も幾つもあることも鑑み、町営のものだけ消費税増税後も値段を据え置くというのは民業圧迫ともなりかねないこと。また消費税加算前の基本料金設定自体は妥当なものであり、長期間据え置かれていることも踏まえますと、消費税増税分の価格改定は理解できるものであります。よって賛成いたします。また、議案第48号から52号まで及び55号についても、同様に2年前まで無料であった公共施設の価格改定のケースとは異なると考えますので、同じ理由により賛成させていただくことを付け加えさせていただきます。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第48号長与町駐車場条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

場内の時計で、11時まで休憩をいたします。

(休憩 10時43分～11時00分)

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第21、議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例から、日程第27、議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○5番（中村美穂議員）

議案第49号から議案第55号までの委員会審査の報告をいたします。

まずこれは一括議案として、提案理由については同趣旨でございますので、最初に申し上げたいと思います。提案理由の概要としましては、消費税法の改正に伴う8%から10%を消費税増税分2%を使用料等に追加し改正するもの。附則では、消費税法の一部を改正する法律の施行日から施行する。以上の説明がございました。

議案第49号、主な質疑といたしましては、質疑、時津町は今回この条例を出していないようだが近隣との連携はないのか。答弁、粗大ごみの戸別回収については長与町独自で実施している事業であるためである。

主な質疑は以上のとおり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第50号について報告します。主な質疑といたしましては、質疑、今回の改正で増額分は幾らになるのか。答弁、一般公共海岸の占用料はここ数年取っていないため、対象となる金額はない。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第51号、主な質疑といたしましては、質疑、道路占用料は電力会社等のほかに広告等もあるのか。また金額としてはどのくらいになるのか。答弁、広告等収入は無い。電柱、電線等には消費税が掛かっていない。道路に張り出して足場を組む場合は1か月未満消費税が掛かるが、2%相当分になると何十円かになると思われる。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第52号、主な質疑といたしまして、質疑、2%増収分は幾らになるのか。答弁、3万3,600円の増収となる。質疑、消費税は家賃には掛からず駐車場は掛かるのか。

答弁、消費税法で住宅の貸し借りには掛からない。駐車場も住宅に付随するものには掛からないが、1 枠ずつ別の所にある場合は掛かる。

主な質疑は以上のとおり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第 5 3 号、主な質疑として、質疑、売店は常設のものか。イベントの際の出店は無料なのか。答弁、売店は常設のもので、イベントの際の出店は、行商、募金、その他の類するものの表に掲載した金額となる。質疑、使用料の改正を見送ることはできなかつたのか。答弁、国から適切に転嫁するよう通達が来ているため改正となった。質疑、施設使用料と電灯使用料を合算した形で徴収すると減免対象になるのではないかと。答弁、ほかの施設使用料と平等にするため合算はできない。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議案第 5 4 号、主な質疑といたしましては、質疑、2%増収分は幾らになるのか。答弁、前年度を考えると 1 8 0 円となる。

主な質疑は以上のとおり、賛成多数で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第 5 5 号、主な質疑といたしまして、質疑、申請手数料と更新手数料には消費税は掛らないのか。答弁、手数料については消費税は掛らないと法律で規定されている。質疑、更新手数料はなぜ創設されたのか。5, 0 0 0 円の積算根拠は何か。答弁、改正水道法により更新に係る新たな制度で 5 年ごとの更新、積算根拠は水道課職員給与と職員数、事務に掛かる時間を計算し 5, 0 0 0 円程度の算定になったことと、県内の水道事業者を参考に決定した。

主な質疑は以上のとおりで、賛成多数で可決すべきものと決しました。

以上で、議案第 4 9 号から議案第 5 5 号までの報告を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず、議案第 4 9 号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 5 0 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 5 1 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 5 2 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 5 3 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 5 4 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第 5 5 号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第49号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

安部議員。

○6番（安部都議員）

議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。本条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の手数料に関する規定を改正するものでありますが、今年10月より消費税増税は8%から10%に引き上げるものであり、2%上げても税収は5%程度の上乗せにしかありません。幼保無償化施行など10月から開始の予定ですが、社会保障の財源に使用されるのかも、安定的に入るのかも不透明であり、ましてや20年以上続いているデフレ状況を鑑みても、今、増税のあおりを受けるのは国民であり、国民生活により一層の負担がのしかかり、景気低迷し貧富の格差が拡大する一方であります。子どもの貧困、若者の年間2万1,000人以上の自殺大国になっている日本は、これまで国民を放置してきた政府の責任であり、新自由主義や個人主義の責任にしてきた代償とも言えます。政府は国民に社会保障の負担を押しつけるのではなく、1%の富裕層や過去最大となる446兆円の内部留保を貯め込む大企業に応能負担を課せるべきであり、手数料を引き上げることはもってのほかです。現在全世帯の約57%、母子世帯の約83%が生活が苦しいと回答をしております。よって、以上の理由により反対の討論といたします。なお、50号から55号議案まで同じ理由で反対ですので、討論は割愛させていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

49号議案に反対の立場から討論を行います。今回の条例改正は、消費税率を8%から10%へ引き上げようとしている国の方針に基づいて、現行の各種料金を引き上げる内容であります。長与町議会から消費税増税に反対、そうした民意を上げていくということが重要と考え議案に反対するものであります。各報道機関の世論調査では、消費税増税に反対の意見が約半数に上っております。安倍政権のブレーンとして内閣官房参与を務めてきた人物をはじめ、多くの財政学者、経済学者が現在の経済情勢下で消費税を増税すると日本経済に深刻なダメージを与えると強く警鐘を鳴らしております。消費税は社会保障、少子高齢化の財源として必要という意見もあります。消費税が導入されて22年が経過いたしますが、消費税の税収総額は224兆円になります。一方、同じ期

間の法人3税の減収は208兆円に上ります。消費税は法人税減税分の補填に使われてきたというのが実態であります。こうした政策、アベノミクスによって、所得の格差が今、大きく拡大をしております。財源が足りないということであれば、アベノミクスで巨額の利益を上げている輸出大企業、そして大株主等々に応分の負担を求めるということが租税公平主義、所得の再分配の原則から見ても当然であると考えます。こうした中、市民連合と5つの野党会派は、共通政策を合意署名し、その中には今年10月に予定されている消費税率引き上げを中止するという事も盛り込まれております。そうした理由により消費税の増税またはそれを住民に転嫁することに同意はできません。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第49号長与町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第50号の討論行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

50号議案についても、49号議案の討論の中で述べた内容と同じ理由で反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第22、議案第50号長与町一般公共海岸占用料及び土石採取料徴収等条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第51号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

51号議案についても、49号議案の討論の中で述べた内容と同じ理由により反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第23、議案第51号長与町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第52号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

52号議案についても、49号議案の討論で述べた内容と同じ理由により反対といたします。

○議長（山口憲一郎議員）

賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第52号長与町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第53号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今の議案についても、49号議案の討論で述べた内容と同じ理由で反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

この議案に関しては、33号議案で申し上げた内容と同趣旨で反対したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第53号長与町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第54号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

54号議案についても、49号議案の討論で述べた理由と同じ理由ということで反対いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

西田議員。

○3番（西田健議員）

本議案に関しても、33号議案で申し上げた内容と同趣旨であり、反対をいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第54号長与町ウォーキングセンター潮井崎交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤議員。

○11番(堤理志議員)

55号につきましては、更新手数料の新設もごさいますが、基本的には消費税の増税分を住民に転嫁するという内容では、49号での討論の中で述べたものと同じ理由で反対いたします。

○議長(山口憲一郎議員)

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第27、議案第55号長与町水道給水条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。ただいま議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○12番(河野龍二議員)

それでは総務文教常任委員会に付託されました議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算(第1号)の審査の結果について報告いたします。提案理由の主な内容では、総務部関係では精霊流しに係わる経常経費。企画財政部では全体予算に係わる財政調整基金の繰り入れ。住民福祉部では幼保無償化などに係わる経常経費。健康保険部では風疹対抗検査、予防接種に係わる経費計上がされましたが、一部当初予算を流用し、既に

風疹抗体検査や予防接種クーポン券を作成し、送付済みであったことが説明されました。建設産業部では国際フォーラムで行われる「町イチ！村イチ！」の経費計上。教育委員会では研究指定校事業などの経費に係る計上がなされました。主な質疑では、総務部では、質疑、精霊流しの交通誘導員経費は当初予算から計上すべきでは、変更があったのかに対し、当初は時津警察署での対応予定だったが人員確保が困難になり交通誘導員を新たにお願いした。住民福祉部では、質疑、時間外手当の計上があるが対象人数はどうなっているのかに対し、7人分で計上している。質疑、1人当たりの時間はどれくらいかに対し、26時間で算出している。質疑、丸田荘の配管洗浄は定期的に行うものなのかに対し、保守点検事業者からのアドバイスもあり衛生面を考慮して今回行う。健康保険部では、風疹予防の緊急対策として既にクーポン券などの作成がされているが、作成の依頼はいつしたのかに対し、4月11日に見積依頼した。質疑、国庫補助金収入時期の予定はいつ頃かに対し、実績で収入が決まる。質疑、これまでに臨時議会を開き提案する時間もなかったのかに対し、クーポン様式は国で決められており、作成業者も少なく早めに発注した。臨時議会の考えには至らなかった。建設産業部では、質疑、「町イチ！村イチ！」物産展では何を販売するのかに対し、オリーブオイルと果物ジャムなどである。教育委員会では、質疑、教育委員会の研究事業は高田中学校1年生が対象になるかに対し、1年生が対象で2年生において発表が行われる。質疑、教員の働き方が問題となっている。過度な負担とならないかに対し、負担にならないよう教育委員会も協力する体制で取り組む。

以上のような質疑がなされ、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上報告いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

議案第56号につきまして賛成の立場から討論させていただきます。本議案にある一般会計補正予算のうち、健康保険課所管の歳出の衛生費、感染症予防費について、その説明にある用途である風疹ワクチン接種のクーポン券送付が、本補正予算の承認前に執行されているということで、本来であれば執行前に議会の承認を得るべき性格のものであり、行われるべきではなかった対応というようなところもあり、委員会においても、委員長報告にありましたように臨時議会での提案をする時間もなかったのかというよう

な質疑もございましたが、風疹は町民の命に関わる非常に危険な感染症であるという認識の下で、1日でも早くクーポンを送付すべきとした健康保険課の判断は、職務上妥当で、容認できる範囲のものと考えます。もちろんながら例外的な措置であるべき事例かとは思いますが、手続上の規則よりも町民の健康と命を優先した姿勢については、行政の使命をむしろ理解し実践したものとして評価できるものと思います。その他の歳入歳出においても不明瞭な部分はないと思いますので、今回の議案については賛成をいたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第28、議案第56号令和元年度長与町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第29、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付のとおり議員を派遣することを決定しました。

日程第30、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、議会広報広聴常任委員長、議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は、全部終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において、議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に一任することを決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思っております。去る6月4日に開会をしていただきました令和元年第2回長与町議会定例会は、本日までの11日間の会議でございましたけれども、議員各位におかれましては、大変お疲れさまでございました。本定例会では11名の議員の皆様方から一般質問をいただき、町政発展の立場から御指摘、御指導を賜りましたことを心から感謝申し上げます。また各議案につきましても、慎重に御審議を賜り、御決定をいただきましたことに重ねて感謝申し上げます。これら決定をいただきました議案につきましては、この予算を的確に執行するなど、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めていく所存でございます。これから梅雨を迎え、大雨による土砂災害などが心配される季節となっております。町民皆様の生命財産を守るためにも関係機関と連携強化を図りながら、万全の防災体制を整えてまいり所存でございます。朝夕は肌寒く体調を崩しやすくなりますが、議員各位におかれましては、御自愛をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、定例会のお礼を込めて挨拶にかえさせていただきます。最後に私事でございますけれども、母の死去に当たり多くの皆様方にも御会葬を賜り、また、議会日程におきましても格別の御配慮を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これにて会議を閉じます。

これで令和元年第2回長与町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 11時32分)